

堺市北区地域こどもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱の運用にかかる要領

1. 堺市北区地域こどもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）別表１に定める「消耗品費等の詳細」は次のとおりとする。

（１）消耗品費等は、こどもたちが気軽に立ち寄り、異年齢・異世代との交流を図るためのツールとして必要最低限のものとし、単価は２万円未満とする。

また、こどもたちが交流等を図るための茶菓代は、補助金申請額の１０％を限度とする。

その他、例示は以下のとおりとする。

【例】

① 学習関係

ノート、ドリル、参考書、文房具 等

② 遊び関係

将棋、オセロ、トランプ、なわとび、折り紙、パズル 等

③ 図書関係

児童・生徒向け書籍、クイズ・なぞなぞ本 等

④ 電化製品

ＣＤデッキ、オーブントースター、ホットプレート、電気ポット 等

⑤ 食器類

コップ、皿、スプーン 等

2. 補助金交付要綱第８条第２項に定める、「市長が定める軽微な変更」は、次のとおりとする。

（１）事業計画書のなかで示されていない詳細部分の変更

（２）収支予算書のなかで計上していた内容に影響がない変更

附 則

この要領は、平成２９年９月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和２年５月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。